

公益財団法人 大遊協国際交流・援助・研究協会

奨学生募集案内

公益財団法人 大遊協国際交流・援助・研究協会（以下「当財団」という。）が募集する「日本人学生が海外留学する際の奨学金支給に関する募集案内」は、次のとおりです。

大学（事務当局）の方は、募集案内に該当すると思われる留学生に、積極的に応募するよう周知をお願いいたします。

1 趣 旨

本奨学金支給制度は、当財団が、大阪府下に居住し、かつ大阪府下に所在する大学に通学する日本人学生で、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的に困窮していて海外留学が難しい学生を対象に奨学金を支給するものであります。

これら奨学金により日本人学生の海外留学を促進すると共に、日本人学生が国際体験を通じた国際理解、知識の拡大などその能力や可能性を広げ、卒業後も国際交流に貢献する有為な人材の育成・助成を行うことを趣旨としています。

なお、支給した奨学金は、将来にわたり返済義務はありません。ただし、虚偽の申告により奨学金を受給したことが分かったときは返済して頂きます。

2 当財団の業務内容

上記趣旨を達成するため、当財団では次の業務を行っています。

- (1) 奨学金の支給
- (2) 奨学金を受ける留学生からの相談
- (3) 相互理解・文化交流の推進
- (4) その他上記趣旨を達成するために必要な業務

3 当財団奨学金に関する事務局の設置場所

当財団の事務局は、次の場所に設置しています。

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2番2号新谷町

第一ビル302号室

「公益財団法人 大遊協国際交流・援助・研究協会」

電話 : 06-4304-0180

FAX : 06-4304-0171

メールアドレス : info@daiyukyo-kokusaikoryu.or.jp

4 奨学金申し込み資格

次の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- (2) 大阪に居住し、大阪に所在する大学等に通学する学部生
- (3) 経済理由により、自費のみでの海外留学が困難な者
※ 日本学生支援機構が定める「第二種奨学金家計基準」を目安とし、その基準を超えない者
- (4) 国又は他の財団から留学のための奨学金の支給を受けていない者
- (5) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者
- (6) 語学水準が一定のレベルに達している者
※ 英語の場合は、「TOEIC400 点以上、TOEFL PBT435 点以上、TOEFL IBT41 点以上、IELTS5.0 以上」、他言語の場合は、大学が一定のレベルに達していると認める者
- (7) 8 か月から 1 年の交換留学制度で留学する者

5 奨学金の支給人員、金額、及び期間

- (1) 支給人員 別途理事長が決定
- (2) 支給金額 1 か月 100,000 円
- (3) 支給期間 交換留学期間

6 奨学金受給者の遵守事項

当財団の奨学金受給者は、次のことを遵守することとなっております。

- (1) 当初の申込記載事項に変更があったときは、遅滞なく申告すること。
- (2) 当財団において実施する座談会に出席すること。
やむを得ない事情で座談会に出席できなかつた場合は、別途当財団が指定する日に出席すること。
- (3) 奨学金を他の目的のために流用しないこと。
- (4) 当財団が論文、調査票等の提出を求めたときは、これに応じること。

7 奨学金の支給停止

奨学金受給者が、次の条件に該当するときは奨学金の支給を中止します。

- (1) 身体を拘束され起訴されたとき。
- (2) 虚偽の申告で、奨学金を受給したことが判明したとき。

- (3) 中途退学又は学業を放棄し帰国したとき。
- (4) 素行不良、学業成績不良等で支給することが適切でないと認められたとき。
- (5) その他、受給者として前記6に定める遵守事項を怠ったとき。

8 奨学金の申込み要領

(1) 奨学金受給申込者(学生)

学生本人が次の書類を作成し大学へ提出してください。

- 奨学金受給申込書(別記様式1)
- 誓約書(別記様式2)
- 当財団が指定した課題(別紙)の小論文
400字詰め原稿用紙3枚程度
- 保護者の課税証明(前年度分)
- 写真2葉
縦4cm、横3cmの大きさを、過去3ヶ月以内に撮影したもの。

(2) 大学(事務当局)

申込者から提出された上記書類が、前記4の申込み資格者に該当する学生であることを確認の上、次の書類を添付して、当事務局まで送付してください。

- 推薦書(別記様式2)
所属学部長若しくは担当指導教授に作成して貰って下さい。作成に際しては、成績証明書及びGPA(満点3.0)を添付のうえ申込者の授業態度、学業成績、生活態度等について可能な限り具体的に記載して頂き、最後に署名押印をお願い致します。

- 申込者の在学証明書

(3) 申込み期限

別途指定の日まで

9 選考及び決定通知等

奨学金受給者の決定は、当財団で定める「奨学金支給規則」に基づき、有識者で構成する「奨学生選考委員会」で審査(一次・書類審査、二次・面接審査)し、最終的に当財団の理事長が決定します。

なお、選考結果については合否にかかわらず、大学及び大学を通じて申込者本人に文書で連絡致します。

10 その他

提出頂いた「奨学金受給申込書」「誓約書」「小論文」「推薦書」「成績証明書」等の書類につきましては、当財団が責任を持って保管し、用済み後は廃棄処分致しますので、大学及び申込者本人にはお返ししません。

以 上